

背景

- 地域保健対策の推進に関する基本方針が改正され、保健所が健康危機管理への対応と同時に、健康危機発生時においても健康づくりなど地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう、豊田市感染症予防計画（感染症の予防のための施策の実施に関する計画）との整合性を確保しながら「健康危機対処計画」を策定し、平時からの計画的な体制整備を進める。
- 健康危機対処計画は、豊田市感染症予防計画の具体的な手順書として、組織体制の整備、人員の確保、人材の養成及び事業者との協定の締結など平時に準備すべき内容と、コロナの経験を生かした有事における各業務の手順などについて盛り込む。

主な内容

● 組織体制・人員確保

- ・ 平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には全庁として、速やかに体制を切り替えることができる仕組みを整備。それに加え、I H E A T（地域の保健師等の専門職が保健所業務を支援する仕組み）要員を含めた体制を確保していく。

● 職員等の研修・訓練

- ・ 研修に加え、PPE（個人防護具）の着脱訓練やマスクのフィットテストなどの実践型訓練を計画的に実施し、感染症業務に携わる職員等を養成し資質の向上を図る。

● 事業者との協定の締結

- ・ 患者の搬送、健康観察、配食サービスなどの療養支援、専門職はじめとする人材確保において、民間事業者との感染症の有事における協力体制のための協定を締結する。

組織体制・人員確保

- 保健所においては、**海外や国内で新たな感染症が発生した時（発生の公表）から**多くの感染症対応業務が発生する。これによる、業務ひっ迫を避けるため、流行開始と同時に有事体制に移行する。
- 流行開始から1か月間の業務量に十分対応可能な有事の体制として、当該体制を構築する**職員（保健所職員・全庁からの選任職員・I H E A T要員等）を確保する。**※
※新型コロナウイルス感染症「**第6波**」と同規模の感染が流行初期に発生した場合の**流行開始1か月間の業務量に対応可能な人員確保数**を想定

【発生想定数】

患者 最大 300人/日 発生

【感染症危機管理体制のイメージ図】

【業務量】 保健所(保健部)が実施する感染症対応業務(疫学調査・健康観察・相談・搬送など)	【人員】 ・保健所職員 ・全庁からの選任職員 ・I H E A T要員
--	--

流行開始から1か月間に
想定される業務量

I H E A T要員含め**200人**の
体制を整備

【参考】保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、I H E A T要員の確保数（豊田市感染症予防計画より抜粋）

	流行開始から1か月間において 想定される業務量に対応する 人員確保数	即応可能なI H E A T要員の 確保数 (I H E A T研修受講数)
目標人数	195人	5人

(流行開始から1か月間において想定される業務量に対応するために、必要となる人員の目標値を、新たに整備した体制に基づき設定)